

## さいたま市告示第202号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和8年 2月 2日

さいたま市長 清水勇人

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市見沼区東大宮4丁目31番地1	さいたま市東大宮コミュニティセンター
さいたま市見沼区大字大谷1210番地	さいたま市七里コミュニティセンター
さいたま市見沼区染谷3丁目147番地1	さいたま市片柳コミュニティセンター
さいたま市大宮区高鼻町2丁目292番地1	さいたま市高鼻コミュニティセンター
さいたま市大宮区堀の内町1丁目577番地3	さいたま市大宮工房館

### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 小島 正明

### 3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで